

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

由仁町

本町の森林面積は4,818ヘクタールで、総面積の36%を占めており、その内訳は、国有林466ヘクタール、道有林3,825ヘクタール、一般民有林527ヘクタールとなっています。

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

経営計画を作成している森林については、森林の整備を一層推進するとともに、一部の整備が行き届いていない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけ、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

北海道林業事業体登録制度に登録している町内事業者はないため、地域の関係者や近隣町と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎えていることから、町内の公共施設等の木造化・木質化を進めることで森林資源の価値向上を図るとともに、木質バイオマスへの利用を促進し、森林資源を持続的に循環利用する仕組みの構築に向けた取組を進めます。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより都市住民の理解の促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、都市住民と交流する木育活動などを進めます。